



監督署の窓

貸金請求権の消滅時効 などが延長されています

令和2年4月1日から施行されている労働基準法の改正により、前にもお伝えしていますが未払賃金が請求できる期間などが延長されています。この未払賃金が請求できる期間については、令和2年4月1日以降に支払われる賃金に適用されています。従前であれば、令和2年4月1日に発生した賃金請求権は、令和4年3月31日で消滅時効が完成しているところ、消滅時効の完成が令和5年3月31日となりますので留意が必要です。令和2年4月1日から施行されている労働基準法の改正

の内容は、次のとおりです。

1、賃金請求権の消滅時効期間（労基法第115条）

令和2年4月1日以降に支払期日が到来する全ての労働者の賃金請求権の消滅時効期間を賃金支払期日から5年（現行は2年）に延長しつつ、当分の間は3年となります。なお、退職金請求権（現行5年）などの消滅時効期間な

どは変更されていません。消滅時効期間の延長対象となるものは別掲1のとおりです。

2、賃金台帳等の記録の保存期間（労基法第109条）

事業者が保存すべき賃金台帳などの記録の保存期間について、5年に延長しつつ、当分の間は3年となります。また、賃金台帳及び賃金に

関する関係書類など（その他の労働関係に関する重要な書類、労働基準法施行規則、労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録）の記録に関する賃金の支払期日が記録の完結する日より遅い場合には、当該支払期日が記録の保存期間の起算日となるものが明確化されています。（別掲2）

3、付加金の請求期間の延長

令和2年4月1日以降に、割増賃金等の支払がされなかったなどの違反があった場合、付加金を請求できる期間を5年（現行は2年）に延長しつつ、当分の間は3年となります。

付加金制度の対象となるものは別掲3のとおりです。

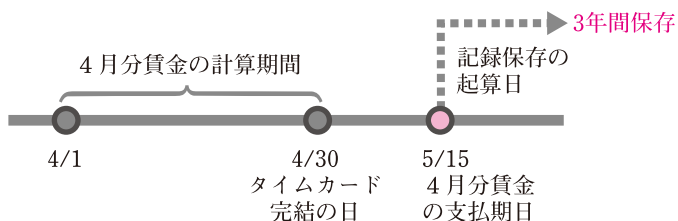
この改正は、全ての労働者が対象になっています。皆さまの企業におかれましては未払賃金などの発生が無いよう引き続き適切な労務管理をお願いいたします。詳しい内容は次のとおりです。

（別掲1）

賃金請求権の消滅時効期間延長対象

- 金品の返還（労基法23条、賃金の返還請求に限る）
- 賃金の支払（労基法24条）
- 非常時払（労基法25条）
- 休業手当（労基法26条）
- 出来高払制の保障給（労基法27条）
- 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金（労基法37条）
- 年次有給休暇に対する賃金（労基法39条9項）
- 未成年者の賃金（労基法59条）

（別掲2）



（別掲3）

付加金制度の請求期間延長対象

- 解雇予告手当（労基法20条）
- 休業手当（労基法26条）
- 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金（労基法37条）
- 年次有給休暇に対する賃金（労基法39条9項）



厚生労働省HP「未払賃金請求期間延長」リーフレット



厚生労働省HP「労働基準法の一部を改正する法律について」